

平成 30 年第 6 回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 30 年 6 月 25 日 (月)
午後 1 時 30 分から午後 2 時 30 分
2. 開催場所 西海公民館 1 階会議室
3. 委員定数 条例定数 19 人 現委員 19 人
4. 出席委員 (19 人)

会 長	1 番	岩崎 信一郎					
会長代理	2 番	太田 尚臣					
委 員	3 番	白石 幸憲	4 番	山崎 友好	5 番	松崎 常俊	
	6 番	志田 邦彦	7 番	岸本 六郎	8 番	知念 近海	
	9 番	高口 和子	10 番	大串 康明	11 番	岡 修治	
	12 番	松尾 均	13 番	福田 務	14 番	田中 初治	
	15 番	朝長 久夫	16 番	辻尾 政幸	17 番	山下 裕史	
	18 番	水嶋 政明	19 番	三枝 政人			

5. 欠席委員 (0 人)

6. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

- 第 2 議案第 29 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 30 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 31 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 32 号 農用地利用集積計画の決定について
議案第 33 号 非農地通知の対象とするものの決定について

報告事項 農地転用許可不要案件届出について
農地改良届出について

7. 事務局 事務局長：中村正且 局長補佐：神浦真吾 主任主事：谷内美佳
主任主事：本田美春

8. 会議の概要

事務局 只今から平成 30 年西海市農業委員会第 6 回総会を開会いたします。

出席委員は在任委員 19 名中 19 名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、西海市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行は会長にお願いいたします。

議 長　　これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議 長　　今回の議事録署名委員は、10番：大串委員、11番：岡委員にお願いいたします。

議 長　　それでは、審議に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから氏名を告げて発言をお願いします。

それでは、議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番・2番について事務局より説明をお願いします。

事務局　　議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番・2番について説明いたします。資料は2頁・3頁になります。物件は西海町七釜郷字川蟬、の畑2筆1, 496㎡と、同郷・同字の畑1筆569㎡、計3筆2, 065㎡の申請となっています。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項については議案書記載のとおりです。申請事由は議案書記載のとおりで、譲受人から申請の物件について、譲り渡し人に対し所有権移転（売買）の申し入れをおこない、譲り受けるものとなっています。権利種別は所有権移転「売買」となっています。農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっています。関係資料は4頁から8頁までで、4頁に位置図、5頁に付近状況図、6頁に現況写真、7頁に字図を添付しています。黄色に塗られているところが申請地です。8頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。譲り受け人の自宅から申請地まで100m、徒歩で1分のところに申請地がある状況です。農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長　　それでは1番について補足説明を地区担当委員をお願いします。

5番　　地区担当の推進委員に現地を確認してもらいました。自宅の近傍である事などから、譲受人から申請の物件について譲り渡し人に対し所有権移転（売買）の申し入れをおこない合意がなされたとのことでし

た。申請者は真面目で熱心な方ですので何ら問題はないものと判断いたします。よろしくご審議ください。

議 長 それでは2番について補足説明を地区担当委員お願いします。

議 長 ただ今議案第29号の1番・2番について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございませんか。

議 長 《なしの声あり》
ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番・2番については、申請どおり許可することといたします。

議 長 次に議案第29号3番について事務局より説明をお願いします。

事務局 3番を説明いたします。資料は9頁になります。物件は西海町太田和郷字久保、の畑、計2筆・1, 165㎡の申請となっています。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項については議案書記載のとおりです。申請事由は議案書記載のとおりで、農地法第3条の許可あり次第、贈与による所有権移転となっています。申請地付近に譲り受け人が土地を所有しており、利便性もよいことから今回の申請手続きにいたったと聞いております。

権利種別は所有権移転「贈与」となっています。農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっています。関係資料は10頁から16頁までで、10頁に位置図、11頁に付近状況図、12頁から14頁に現況写真、15頁に字図を添付しています。黄色に塗られているところが申請地です。16頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。譲り受け人の自宅から申請地まで約0.5kmで、徒歩で約6分のところに申請地がある状況です。農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは3番について補足説明を地区担当委員お願いします。

5 番 先日申請人と現地を確認しました。以前から借り受けて耕作していたということでした。新たにみかんを新植し、又、子供さんも会社を退職して本格的に営農するということは何ら問題はないものと判断いたします。よろしくご審議ください。

議 長 ただ今議案第 29 号の 3 番について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございませんか。

議 長 《なしの声あり》
ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第 29 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 3 番については、申請どおり許可することといたします。

議 長 次に議案第 30 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 30 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」1 番を説明いたします。資料は 17 頁になります。所在が西彼町中山郷字中川内、の田・計 1 筆・383 m²で利用状況は不耕作となっています。申請地の地番・申請人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請理由は自家用車及び作業用トラックの駐車場として利用するとなっています。

添付資料は、18 頁から 25 頁までで、18 頁に位置図、19 頁に付近状況図、20 頁に現況写真、21 頁に字図、22 頁に航空写真を添付しています。23 頁に被害防除計画書、24 頁に土地利用計画図を添付しています。自宅から 150 m 離れた申請地に自家用車 5 台、及び作業用トラック 2 t 1 台、計 6 台分の駐車場として整備する計画となっています。23 頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、現状のまま利用する。申請地は道路からの高低差が高いところで 60 cm 低いところで 10 cm あり、周囲は緑化による法面保護をしてあるため、土砂が崩壊する恐れはない。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置の内容又は被害の恐れがない理由として、申請地の周囲は隣接する施設の運動場と道路に囲まれているため周囲の農地に及ぼす影響はない。排水計画で

すが、雨水排水の自然流下となっており、汚水・生活雑排水は、発生しません。農地区分について、申請地は宅地や道路や原野及び畑（荒地）に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を担当委員お願いします。

19番 申請地は元々田んぼでありましたが、所有者がなくなってから遊休農地化しておりました。市道脇でもあり地元としても何とかならないかと思っておりましたところ、今回の申請となったところであります。説明にもありましたように、申請地の周囲は隣接する施設の運動場と道路に囲まれているため周囲の農地に及ぼす影響はなく、汚水・生活雑排水は発生しないことから特段問題はないものと判断いたしますのでよろしくご審議ください。

議 長 ただ今議案第30号について説明がありました。
 これより質疑に入ります。
 皆さんから何かご意見等ございませんか。
 《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。
 《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
 よって、議案第30号「農地法第4条の規定による許可申請について」は申請どおりで許可相当といたします。

議 長 次に議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。
 まず「1番」について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」1番を説明いたします。資料は26頁になります。所在が西海町川内郷字濱、の畑・計2筆・240㎡で利用状況は不耕作となっています。申請地の地番・譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。譲り受け人は申請地の道向うで刺繍・プリント業を営む法人です。事業の拡大に伴い従業員が増加したため駐車場が不足したことから申請にいたしました。となっています。権利種別は所有権移転「売買」となっています。

添付資料は、27頁から33頁までで、27頁に位置図、28頁に付近状況図、29頁に現況写真、30頁に字図、31頁に航空写真を添付しています。32頁に被害防除計画書、33頁に駐車場利用計画図を添付しています。8台の車両駐車を整備する申請となっています。32頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、現状のまま利用する。仕上げは砂利の予定。被害防除措置の内容又は被害の発生の恐れがない理由として造成は行いません。また、隣接農地はありません。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置の内容又は被害の恐れがない理由として、建設は行わないため日照通風等に影響はありません。排水計画ですが、雨水は自然流下、汚水・生活雑排水はなしとなっています。農地区分について、申請地は宅地や道路に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは「1番」について補足説明を担当委員お願いします。

14番 譲り渡し人について、一昨年母親がなくなり、長男もそれ以前に亡くなっております。本人も会社に勤めており、後を継ぐ人がいない状況であり、この際処分したいという意向がありましたところ、向かいの会社の方から駐車が足りないのを譲ってほしいという申し入れがあり合意に至ったということでもあります。申請地は住宅及び道路に囲まれたところで、近傍に農地はなく問題はないと判断しましたので、ご審議方よろしくお願いします。

議 長 ただ今議案第31号の1番について説明がありました。
 これより質疑に入ります。
 皆さんから何かご意見等ございませんか。
 《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。
 《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
 よって、議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番については申請どおりで許可相当といたします。

議 長 次に2番について事務局より説明をお願いします。

事務局

2番を説明いたします。資料は34頁になります。所在が西海町横瀬郷字辻尾、の畑・計1筆・232㎡で利用状況は荒地となっています。申請地の地番・譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請理由は土地所有者が高齢となり、農業に従事できずに耕作放棄地となっており、今後耕作予定もない。となっています。権利種別は所有権移転「売買」となっています。太陽光パネル100枚、19.8kw規模の太陽光発電設備を設置する内容となっています。添付資料は、35頁から42頁までで、35頁に位置図、36頁に付近状況図、37頁に現況写真、38頁に字図、39頁に航空写真を添付しています。40頁に被害防除計画書、41頁に土地利用計画図、42頁に太陽光パネル、設置フェンスの概要図を添付しています。40頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、現状のまま利用する。被害防除措置の内容又は被害の発生の恐れがない理由として地盤の切り盛りをせず、現状のまま利用するため土砂流出等の被害は発生しない。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置の内容又は被害の恐れがない理由として、構築物の高さを加減する。1.5m程度。被害防除措置の内容又は被害の恐れがない理由として、設置物の高さは1.5m程度であり、日照通風等について付近に悪影響を及ぼす恐れはない。排水計画ですが、雨水は自然流下、汚水・生活雑排水は、なしとなっています。敷地内に幅15cm、深さ20cmの側溝を水路として確保する。パネルの傾斜角度を約5%とするため雨水で氾濫する恐れはない。農地区分について、申請地は宅地や道路や荒廃農地に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議長 それでは「2番」について補足説明を担当委員お願いします。

16番 譲り渡し人は高齢で耕作ができないということから、これまでは下刈りを依頼して保全管理につとめて来たが、それも出来ない状況となり売買に至ったということでした。周辺には農地はなく、何ら影響は伴わないものと思われます。よろしくご審議ください。

議長 ただ今議案第31号の2番について説明がありました。
 これより質疑に入ります。
 皆さんから何かご意見等ございませんか。
 《なしの声あり》

議長 譲り受け人は個人でなく業者の方ですか。

- 1 6 番 そうです。以前、近くにパネルを設置した方です。
- 事務局 昨年 5 条で申請が上がった案件が近傍になります。
譲り受け人は同じではないですが、開発業者が同一ということ です。
- 議 長 周囲はどんな状況ですか。
- 1 6 番 道路から入り込んだところで、周囲からはほぼ見えないところ です。
- 2 番 申請地の下にあった住宅は解体してさら地になっているよう ですが。
- 1 6 番 荒れ地化しています。
- 2 番 では影響はないということですね。分かりました。
- 議 長 ほかにご意見等ございませんか。
 《なしの声あり》
- 議 長 ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませ んか。
 《異議なしの声あり》
- 議 長 「異議なし」と認めます。
 よって、議案第 3 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請につい て」の 2 番については申請どおりで許可相当といたします。
- 議 長 次に 3 番・4 番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 それでは 3 番・4 番を説明いたします。資料は 4 3 頁・4 4 頁にな ります。所在が西彼町小迎郷字瀬戸坊頭、の畑・計 2 6 4 m²と同所の 畑 1 5 3 m²の計 2 筆 4 1 7 m²で利用状況は不耕作となっています。申 請地の地番・譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のと おりです。申請理由は現在借家に住んでいますが、子供たちが大きくなり、部屋が狭小になったため自宅を建設する予定です。と、住宅用 地の通路として利用します。となっています。権利種別は所有権移転 「売買」と使用貸借権の設定「永久」となっています。
- 添付資料は、4 5 頁から 5 6 頁までで、共通資料として 4 5 頁に位 置図、4 6 頁に付近状況図、4 7 頁・4 8 頁に現況写真、4 9 頁に字 図、5 0 頁に航空写真を添付しています。住宅建築の資料として 5 1 頁に被害防除計画書、5 2 頁に土地利用計画図、5 3 頁に平面図、5

4頁に立面図を添付しています。木造合金メッキ鋼板葺き2階建1F 87.42㎡、2F 38.08㎡、計112.08㎡の住宅を建築する申請となっています。進入路分の資料として、55頁に被害防除計画書、56頁に土地利用計画図を添付しています。幅員4mの進入路を整備する申請となっています。51頁にもどり、住宅地の造成計画の内容ですが、盛土を行う最高50cm、被害防除措置の内容として、擁壁を設ける。被害防除措置又は被害の発生の恐れがない理由として擁壁を設け土砂の流出を防止するとともに、宅地内は舗装し、雨水については道路側溝へ流れるよう施工します。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置として、建物の高さを加減するたかさ6.8m程度、隣接農地への通路を確保する。被害防除措置の内容又は被害の恐れがない理由、建物の高さを加減すること、また北側の通路(幅員4m)と東側を7m建物から離すことから日照通風等の被害の発生の恐れはない、排水計画ですが、雨水は市道側溝、汚水・生活雑排水は、集落排水に接続するとなっています。55頁に進み、進入路の造成計画の内容ですが、現状のまま利用する。被害防除措置の内容として、土留め工事をする。被害防除措置又は被害の発生の恐れがない理由として、地形に合わせて舗装を行い側溝等を設けるので被害発生の恐れはない。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置及び理由として、路面の舗装、側溝を整備するので日照、通風、耕作等に著しい影響を及ぼす恐れはない、排水計画ですが、雨水は市道側溝、汚水・生活雑排水は、発生しないとされています。農地区分について、申請地は宅地や道路や畑に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 補足説明をお願いします。

17番 推進委員と一緒に現地を確認しました。現地は周囲が住宅地で営農がしにくい状況となっているため、分譲のような形で転用が進んでいるところであります。周囲に一部果樹園がありますが、日照、通風等影響はないと思われます。また、排水についても雨水は市道側溝、汚水・生活雑排水は、集落排水に接続する計画になっており、特段問題はないものと思われます。よろしくご審議ください。

議 長 ただ今議案第31号の3番・4番について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」の3番・4番については申請どおりで許可相当といたします。

議 長 次に議案第32号「農地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局 資料の57頁をお願いします。議案第32号「農用地利用集積計画の決定について」農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められたので、その可否について提案する.と.な.っ.て.い.ま.す.

58頁は農用地利用集積計画集計表です。今回は使用貸借権・賃貸借権設定2筆、3, 842㎡と合意解約12筆・14, 522㎡が計上されています。

59頁は個人間の使用貸借で1件・2筆・3, 842㎡が計上されています。60頁は合意解約で2件・12筆14, 522㎡が計上されています。農地中間管理事業で使用貸借が解消されるもの12筆となっています。61頁は59頁の借り手の経営状況の資料となっています。各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。農業経営基盤強化法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を担当委員をお願いします。

5 番 地区担当の推進委員に確認してもらいました。会社組織にしていたものを辞めて息子さんに賃借するということでした。借り受け人の息子さんは畜産を熱心に経営しており、何ら問題はないということで報告を受けておりますのでよろしくをお願いします。

議 長 ただ今、議案第32号について説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。

んか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第32号「農地利用集積計画の決定について」につきましては、原案どおり決定する事といたします。

議 長 次に議案第33号「非農地通知の対象とする事の決定について」を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第33号「非農地通知の対象とすることの決定について」説明いたします。資料は62頁63頁をお願いします。今回は19筆・13,295㎡について、審議を頂きたいと思えます。今回、申請者の方は1件の方となります。住所や所有者の詳細につきましては議案書に記載したとおりです。

説明に入ります。物件は1番から19番の19筆となり、資料は64頁から79頁です。申請者は長崎市琴海戸根町の方で、大瀬戸町多良内郷出身で、相続関係物件です。当初25筆の農地について申請がありましたが、利用状況調査結果と現地調査で審査し、非農地通知書の条件を満たした物件19筆について、審議資料として調整しております。64頁に位置図、65頁に付近近況図、66から70頁に対象地の現況写真、71から74頁に字図、75から79頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請対象地としています。現場のほうですが、雑木等が茂り山林・原野化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。申請番号17番の物件については、現地に到達不能で、航空写真等を用いて判断しています。

対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。

議 長 それでは補足説明を担当委員をお願いします。

15番 昨日現地を確認しました。写真を見ていただくと分かると思いますが、山林化、原野化しておりまして、農地として復元するのは困難と思われまますのでよろしくをお願いします。

議 長 ただ今、議案第33号の1番について説明がありました。
皆さんから何か意見等ありませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第33号「非農地通知の対象とすることの決定について」の1番について非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 以上で議案審議は終了しました。
次に報告事項に入ります。事務局よりお願いします。

事務局 報告事項の説明を行います。資料は80頁をお願いします。平成30年6月受付「農地転用不要許可案件届出」について説明をいたします。西彼町風早郷における農地転用許可不要案件届出となります。目的はKDDI西彼町風早郷携帯電話無線基地局の新設工事です。申請地は西彼町風早郷字エリクリの物件で地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。申請者はKDDI(株)福岡テクニカルセンターとなります。285㎡のうち12.90㎡に無線通信設備一式とコンクリート柱(14.9m)1本を設置する工事を行うというものです。工期は平成30年7月1日から12月31日を予定しており、供用開始は31年1月1日を予定しています。関係資料は81頁から91頁までで、81頁に位置図、82頁に付近近況図、83・84頁に現況写真・計画予定図、85頁に字図、86頁に航空写真を添付しています。黄色に塗った部分、赤枠で囲んだ部分が申請地となっています。87頁に平面図関係、88頁から90頁に機器及びコンクリート柱の関係図面、91頁に通信事業者としての認定関係書類を添付しています。

次に平成30年6月受付分「農地転用許可不要案件届出」について、及び93頁の平成30年6月受付「農地改良届」94頁の平成30年6月受付「農地改良届」95頁の平成30年6月受付「農地改良届」については関連がございますので一括してご説明します。

西彼町中山郷における農地転用許可不要案件届出とその事業に関連した農地改良届になります。

西彼町中山郷字西ノ平の畑3筆、1, 328㎡に作業通路幅員2.5m延長40mを312㎡の所要面積で整備するもので、工期は平成30年7月1日から8月31日、供用開始を9月1日に予定しています。この工事で発生する切り土について同郷字ヒギレ道の田1筆、683㎡に1.5m嵩上げする事業と同郷字西ノ平の畑1筆、2, 673㎡の一部を嵩上げする事業が土地の所有者による事業になります。

また同郷字ヒギレ道の田1筆、807㎡に2m嵩上げする事業、工

期が平成30年7月1日から12月25日の届出となっています。関係資料は96頁から117頁で共通資料としまして、96頁に位置図、97頁に付近状況図、98頁・99頁・100頁にそれぞれの現況写真、101頁に字図、102頁・103頁に航空写真を添付しています。

農地転用許可不要案件届の資料として104頁に被害防除計画書、105頁・106頁に土地利用計画図、107頁・108頁に断面図を添付しています。104頁にもどり造成内容ですが、切り土を行う最高5m、最低1mで周囲は自身の所有地のため、被害を及ぼす影響がない。日照通風耕作等に影響は生じない。

農地改良届の資料として109頁に被害防除計画書、110頁に土地利用計画図、111頁に断面図を添付しています。109頁にもどり造成内容ですが、盛り土を行う最高1.5m、最低1mで法面保護をすることに加え、周囲は自身の所有地のため、被害を及ぼす影響がない。日照通風耕作等に影響は生じない。

農地改良届の資料として112頁に被害防除計画書、113頁に土地利用計画図、114頁に断面図を添付しています。112頁にもどり造成内容ですが、盛り土を行う最高1.5m、最低1mで法面保護をすることに加え、周囲は自身の所有地のため、被害を及ぼす影響がない。日照通風耕作等に影響は生じない。(野菜を栽培する。)

農地改良届の資料として115頁に被害防除計画書、116頁に土地利用計画図、117頁に断面図を添付しています。115頁にもどり造成内容ですが、盛り土を行う、最低2m、切り土を行う最低1.5mで、法面保護をすることに加え、周囲は自身の所有地のため、被害を及ぼす影響がない。日照通風耕作等に影響は生じない。(ミカン、野菜を栽培)事務局からの説明は以上です。

議長 　ただ今事務局から報告事項について説明がありました。何か意見等ありませんか。

ないようでしたら、ただ今、報告及び説明があったとおり届出について承認することといたします。

議長 　以上をもちまして本日の全日程を終了いたしました。皆さんのほうから何かありませんか。

議長 　ないようでしたら次回の総会日程を決定したいと思います。

次回総会は

日時 平成30年7月25日(水) 午後2時00分から
場所 大瀬戸コミュニティセンター 3階会議室

これもちまして西海市農業委員会第6回総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

平成30年6月25日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人